

令和 7 年度 大阪府雇用促進イノベーション創出支援事業（EPICS） 募集要項

令和 7 年 7 月 29 日

EPICS 運営受託者

1 本プログラムの趣旨・目的

少子高齢化による生産年齢人口の減少や雇用のミスマッチなどの影響により、大阪府内中小企業の人材不足は深刻化しており、大阪府では、女性や高齢者、障がい者など多様な人材を掘り起こし、就業機会に結びつけることが重要であると考えています。このためにも、多様な人材が能力を最大限に発揮し活躍できるよう、職域拡大や労働環境の改善、労働負荷の軽減など、従来の枠にとらわれない新しいアイデアをカタチにし、働く上での課題解決に必要な新技術やサービスの創出と社会実装を進める必要があります。

一方で、多様な人材の雇用促進につながる新技術やサービスの開発には、市場性や収益性といったリスクを伴うことから、民間企業だけでは社会実装は難しく行政の支援が欠かせません。そこで、本事業では、こうした新技術やサービスの開発に取り組む事業者の支援を行います。支援を通じて、社会実装を目指した新規事業の開発を後押しし、働くことに様々な阻害要因を抱える求職者が活躍できる社会を構築します。そして、「誰一人取り残さない」大阪の実現を目指していきます。

2 対象事業

本事業では、多様な人材の雇用促進(女性・高齢者・障がい者・若者等)に活用できる製品・サービスを開発する事業者を幅広く募集します。

- (1) 多様な人材の職域拡大に関する製品・サービスを提供する企業
- (2) 多様な人材の労働環境の改善に関する製品・サービスを提供する企業
- (3) 多様な人材の労働負荷を軽減する製品・サービスの開発を行う企業
- (4) その他、多様な人材の雇用促進につながる製品・サービスを開発する企業

3 応募資格

- (ア) 原則、中小企業（スタートアップ企業含む）*であること。ただし、個人事業主や社会福祉法人、NPO 等も応募可能とする。
- (イ) 新サービス開発や新市場に取り組むまたは取り組もうと考えている事業者であること。
- (ウ) 原則として、大阪府内に本店又は主たる事業所を有すること。個人の場合は、大阪府内に住所又は主たる事業所を有すること。ただし、事業効果を最大限引き出すために必要と認められる場合は、大阪府外の事業者も応募可能とする。

※ 中小企業とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者を指します。

3 応募期間

令和7年7月30日（水） から 令和7年9月15日（月・祝） まで

4 応募方法

雇用促進イノベーション創出支援事業（EPICS）のHP(<https://osaka-epics.jp/>)における案内に従って、以下の書類を「問い合わせ先」のメールアドレスに提出してください。

- ・ 申請書
- ・ 申請資料（過去に作成済みの資料の活用、またはエクセルでの資料作成）
 - 申請資料は表紙を除いて 15 枚以内としてください
 - 過去作成済みの資料を活用される場合は、審査基準および申請書内の
＜参考＞ 評価項目に関連する記載事項例を参考にしてください。
 - 申請書は「申請書_会社名_氏名.xlsx」、申請資料はファイル名を
「申請資料_会社名_氏名.pdf」または「申請資料_会社名_氏名.xlsx」としてください。
- ・ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- ・ 納税証明書の写し（都道府県、および国）
- ・ 財務諸表の写し（最近 1 か年のもの）

5 審査基準

審査項目	審査内容
事業趣旨との整合性	✓ 事業を実施している背景や目的は何か。 ✓ 本事業の趣旨に合致し、多様な人材の活躍に貢献する事業であるか
事業推進体制	✓ 製品・サービスの開発や市場流通に向けた活動を十分に実施できる体制であるか ✓ 事業領域における専門知識、実務経験、実績、学術基盤などはあるか
新規性・独創性	✓ 本プログラムの中で、伴走支援を受けたい事業に新規性・独自性は備わっているか ✓ それらは他社と差異化されているか
対象とする市場のニーズ	✓ 対象となる市場はどのような市場で、その市場における誰のどのような課題を解決する事業を展開しようとしているのか ✓ どのようなビジネスモデルを展開している/しようとしているか （継続的に収益を得られる仕組み（将来含む）を作れているか）
実現可能性	✓ 短期および中長期の事業計画が作成されているか ✓ 事業計画において、本事業期間中のアクションプランが明確になっているか

各審査項目について 10 点ずつ配点し、合計 50 点で採点を実施します。点数が上位である企業 10 者程度を、本プログラムの支援先として選定します。

※審査は提出された書類のみにて実施のため、審査基準に沿って申請資料をご作成ください。

6 審査スケジュール

時期	実施事項
令和7年9月15日(月・祝)	応募締切（※1）
令和7年9月中旬～下旬	面談審査（※2）
令和7年9月末	採択・審査結果通知

※1：応募者多数の場合は、応募締切日前に募集を終了する場合がありますので、ご注意ください。

※2：面談審査は、必要に応じて実施します。面談審査には必ず代表者が出席してください。日程は変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

7 プログラムスケジュール

時期	実施事項・伴走支援
令和7年10月上旬	キックオフミーティング
令和7年10月～令和8年3月末(随時)	ハンズオン（伴走支援）
令和7年12月	課題解決イベント（アイデアソン）
令和8年1月上旬～中旬	課題解決イベント（大企業連携イベント）
令和8年2月中旬	成果発表会
(任意)令和7年10～11月	セミナー：【案】業界別・中小企業ソリューション
(任意)令和8年1月下旬	セミナー：【案】オープンイノベーション

※日程は一部変更になる可能性があります。

※スケジュールに変更が生じる場合は、運営受託者から速やかに連絡します。

※なお、その他進捗に関して、定期的に運営受託者等に報告いただきます。

8 プログラム概要

本プログラム受講者は、以下のプログラム内容を受講いただく必要があるため、応募にあたってご注意ください。

(1) キックオフミーティングの実施

プログラムの開始にあたり、参加者および関係者が一堂に会し、全体の方向性や進め方、具体的なスケジュールを共有します。

(2) メンターによる伴走支援

採択事業者が取り組む新サービス等の製品化や市場化をより加速させるため、また既存技術の転用による新市場へのサービスリリースを加速させるため、新規事業創出やマーケティング活動に知識のあるメンターによるメンタリングや、土業や専門家等による専門分野のスキルおよびノウハウの提供を実施します。

(3) 課題解決イベントの参加

採択事業者の商品・サービス開発上の課題やアイデアを、様々な知識を有する参加者と共有し、アイデ

アソンの手法を用いた意見交換等の課題解決イベントに参加いただきます。また、大企業との面談を通して、ビジネスマッチングや協業の可能性を探るとともにビジネスへのアイデアを収集します。

(4) 成果報告会の実施

プログラムの成果や取り組みの進捗を発表することで、これまでの活動を振り返り、今後の展望や課題について議論します。

(5) セミナーへの参加（※任意参加）

業界ごとの課題に応じた具体的なソリューションやオープンイノベーションの事例紹介を通じて、採択事業者の取組に対する応援の機運醸成を目的としたセミナーを開催します。伴走支援者と相談の上、必要に応じてご参加を検討ください。

9 留意事項

(1) 以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予めご了承ください。

(ア) 応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合

(イ) 応募内容に不備や虚偽がある場合

(ウ) 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他大阪府及び運営受託者に対して虚偽の申告を行った場合

(エ) 過去に同様のプログラム等において重大な違反やトラブルを起こしている場合

(オ) 反社会的勢力に該当する、または関与している場合

(カ) 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

(キ) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(ク) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、大阪府及び運営受託者または外部審査委員（以下、「大阪府及び運営受託者等」という。）にて本プログラム実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。

例えば、応募者が提供する情報は、本プログラムの審査・運営・成果発信等の目的に限り使用されることがあります。

また、個人情報を事前の承認なく大阪府及び運営受託者以外の第三者に提供することはありません。

(3) プログラムの受講に不適切であると大阪府及び運営受託者が判断した場合には、プログラムの受講を途中で受講を取り消すことがありますのでご注意ください。

(4) プログラム受講者の審査及び選定は外部委員で構成される選定委員会が行います。審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。

(5) プログラム受講者の審査、選定及び承認に関して、大阪府及び運営受託者等がプログラム受講者の事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。採択された場合でも、当該事業の成功・資金調達・社会実装等について、大阪府及び運営受託者等が保証・支援するものではありません。

- (6) 本プログラムにおける伴走支援、課題解決イベント、成果報告会は無料で提供されますが、支援を受けて実施する事業にかかる費用（開発費・販促費・交通費・備品費など）は、すべて応募者（事業者）の負担となります。
- (7) 継続的な参加が困難となった場合には、速やかに運営事務局にご連絡ください。正当な理由なく無断で不参加が続いた場合、受講を打ち切ることがあります。

10 問い合わせ先（運営受託者）

本公募に関するお問合せは、下記までお願いします。

〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング

デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社

担当：藤田、木村

メール：osaka_epics_inquiry@tohmatu.co.jp